

議案第 62 号

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 22 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(教育長の給与の特例)

- 2 平成 25 年 1 月 1 日に在職する教育長のこの条例の施行日以後の在職期間(次項において「特定期間」という。)中における給料は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。
- 3 教育長の特定期間中における第 3 条第 2 項中の「給料月額」は、前項の規定により受けべき給料月額とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。